

生徒心得(案)

和泊町立城ヶ丘中学校

1 登下校(安全面)の心得

- (1) きちんと交通規則を守って登下校します。(※ 登下校時、暗いときは、必ずタスキを着用する。)
- (2) 自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用します。(あごひもを必ず締める。)
- (3) 自転車の二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯など、交通安全に努めます。
- (4) 登下校時、通用門～自転車小屋間は、自転車から降りて押します。
- (5) 決められた区間(内城小学校からの下り道で黄色のライン・ガードパイプのあるところから下りきって「世の主の墓」の看板のところまで)については自転車から降りて押します。

2 学校での心得

- (1) 1分前着席、黙想をして、チャイムと同時に授業を開始します。
- (2) 給食当番以外の生徒は、手洗い・うがいを速やかに済ませ、静かに配膳の確認を行う。
※ 配膳中の読書、食事後の読書はしない。
- (3) 清掃作業は、体育服で行います。(更衣室に荷物を置かない。
(更衣を済ませ昼休みに入る。給食当番は、片付けを行ってから歯磨きをします。)
- (4) 清掃作業は、合図と同時に取りかかり、時間いっぱい取り組みます。
- (5) 下校時刻を厳守します。
ア 一般の生徒は速やかに下校します。部活動生は速やかに準備し、部活動に参加します。
イ 部活動生の下校時刻

	4月～ 8月	9月	10月 前半	10月 後半	11月	12月	1月	2月	3月
活動時間(平日)	18:45	18:30	18:15	18:00	17:45	17:30	17:45	18:00	18:15
下校時間(平日)	19:00	18:45	18:30	18:15	18:00	17:45	18:00	18:15	18:30
延長の場合の活動時間(平日)	－	18:45	18:45	18:15	18:00	17:45	18:00	18:15	18:45
延長の場合の下校時間(平日)	－	19:00	19:00	18:30	18:15	18:00	18:15	18:30	19:00
土曜日	原則として午前中								

※ 日没の状況に応じて、下校時間を早める場合もあり得る。

- (6) 下校時刻後、運動または勉強等をするときには担任の許可を得ます。
- (7) 不要な金銭、学習用具以外のものは持ってきません。
- (8) 落下防止のためベランダには出ません。
- (9) 服装と身なりについては、規定を守ります。

3 校外生活の心得

- (1) 外出するときは、家族に必ず行き先と帰宅時刻を告げます。保護者不在の友人宅には、出入りはしません。
- (2) 夜間外出、外泊は決してしません。
- (3) カラオケボックスやゲームコーナーへの生徒だけでの出入り、エアガン等の危険な遊びはしません。

4 その他の心得

- (1) 欠席・遅刻・早退などは、その都度必ず届けます。(安心メールで保護者が届ける。)
- (2) アルバイトは原則しません。
- (3) 施設・設備を大切に、校内の美化に努めます。
- (4) 学校の備品(教室等の鍵やタブレット等)を借りるときは、先生方の許可を得ます。
- (5) ここで定めていない事項については、日頃指導されていることに照らし合わせて行動します。

5 服装と身なりについての規定

(1) 男子の制服

① 服装（標準服とする）

	夏 服	冬 服
上 着	白の開襟シャツ（半袖） - 裾はズボンの中に入れる。 - 下着（<u>華美でないもの</u>）を必ず着用する。	黒の詰め襟（トリムカラー） - 丈はお尻が隠れる程度とする。 - 中着はカッターシャツ（長袖）または、開襟シャツを着用する。
ズボン	黒のストレート - タック付きは禁止 - 丈の長さは、かかとが見える長さとする。	夏服に同じ

※ ベルトは、黒・紺・茶で一の穴付き、または穴無しとする。

(2) 女子の制服

① セーラー服とする

	夏 服	冬 服
上 着	白のセーラー服 下着（<u>華美でないもの</u>）を必ず着用する。	紺のセーラー服（ネクタイ止め有） 白線3本、後ろは十字
スカート	紺のひだ付き	夏服に同じ

※ スカートの長さは、ひざが完全に隠れる長さとする。

(3) 頭髪について

※ 以下の事項を厳守する。

- ① 清潔で、学習やスポーツに支障のない髪型とする。
- ② 髪の長さは、肩につかない程度を原則とし、肩のラインより長くなったら結ぶ。前髪は目にかかったら邪魔にならないように切るか結ぶ。（ゴムやピンを使用する場合は黒・紺・茶の目立たない色のもの）

※ この事項を守れない場合は規定を変える場合もある。

(4) 靴・靴下

- ① 通学用の靴は、白のひも付きとする。（運動に適したもの。）
- ② 上履きは、R 7年度は1年：青、2年：赤、3年：黄とする。
（R 8年度は1年黄、2年：青、3年：赤） ※ ネームの色はすべて白
- ③ 体育館シューズは、学校指定のものとする。
- ④ 靴下は、白色・黒色を基調としワンポイントまでは許可する。
長さは、くるぶしが完全に隠れるものとし、曲げない。スニーカーソックスは禁止とする。
- ⑤ 冬季（12～3月）においては、タイツ（黒で、柄のないもの）の着用を認める。

(5) その他

- ① 制汗剤（シート）・リップクリーム（グロス）は禁止・日焼け止めクリームは、無着色・無香料限定とし認める。
- ② 気候や体調に合わせて、各自で冬服、夏服を判断する。冬季における服装については、別に定める。ただし、儀式的行事（入学式・卒業式等）や旅行的行事のときの服装については、学校から指示する。
- ③ 自転車通学の規定については別に定める。